

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	高齢者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、高齢者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者福祉に関する事務
②事務の概要	老人福祉法に基づき、福祉の措置、費用の徴収に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①福祉の措置の実施に関するもの ②費用の支弁又は費用の徴収に関するもの 【高齢者福祉に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。
③システムの名称	老人措置台帳システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
老人措置台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表61の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第32条、第33条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 高年介護課
②所属長の役職名	高年介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市市民福祉部高年介護課 高齢者支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市市民福祉部高年介護課 高齢者支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
平成29年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
平成31年1月8日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高年介護課長 石腰 洋平	高年介護課長	事後	③その他の変更(様式の改正に伴う所属長氏名の削除)
平成31年1月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
平成31年1月8日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高年介護課長 石腰 洋平	高年介護課長	事後	③その他の変更(様式の改正に伴う所属長氏名の削除)
平成31年1月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱人数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和3年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和3年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の61、62の項	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の61、62の項	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和5年3月17日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和6年3月18日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和6年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の41の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第32条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表61の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第32条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の61、62の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第32条、第33条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 なし	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第32条、第33条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 なし	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	福祉部 高年介護課	市民福祉部 高年介護課	事後	組織改編に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	高山市福祉部高年介護課 高齢者支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333	高山市市民福祉部高年介護課 高齢者支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333	事後	組織改編に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	高山市福祉部高年介護課 高齢者支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333	高山市市民福祉部高年介護課 高齢者支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333	事後	組織改編に伴う修正
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	基幹システム標準化対応に伴う見直し